

6 事業契約書（案）に関する質問（第2回）に対する回答

| No. | ページ   | 章 条 項 号 |    |   |             | 事業契約書（案）に関する質問の内容   | 回答  |
|-----|-------|---------|----|---|-------------|---|---|
| 1   | 19    | 3       | 51 | 1 |             | 貴市のご要望に基づき、本施設の引渡しが早められる場合(事業終了日は平成50年3月31日)、早める分の維持管理費用、運営業務費用、修繕業務費用が事業者側で発生します。その場合の早めた分の対価(サービス購入費B-1、B-2、B-3)を、貴市にて別途お支払い頂けるという理解で宜しいでしょうか。また、その場合の早めた分の対価については、初回請求月である平成30年7月にお支払い頂くという理解で良いでしょうか。 | 一つ目の質問については、入札説明書に関する質問（第2回）No1の回答をご覧ください。<br>二つ目の質問については、その理解で結構です。  |
| 2   | 53    |         |    | 2 | (1)<br>(2)  | 「(1)施設賠償責任保険」と「(2)開業準備業務及び維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険」の違いをお教え下さい。両者の違いとして、施設管理上の賠償責任と、公園全体を管理・運営業務を受託しその業務運営中の第三者賠償責任保険の両方を付保するという理解でよろしいでしょうか。  | その理解で結構です。「(1)施設賠償責任保険」は、施設そのものの構造的欠陥や管理の不備により第三者に損害を与えた際の損害賠償責任を対象とします。「(2)開業準備業務及び維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険」は、選定事業者及び業務受託者等が開業準備業務及び維持管理・運営業務を実施するに当たり第三者に損害を与えた際の損害賠償責任を対象とします。 |
| 3   | 58    |         |    | 1 |             | 防犯管理設備を設置するに当たり、防犯機器を維持管理会社がリース契約による調達を考えていますが、通常初年度に取付工事費が発生します。この取付工事費について、建設一時金(サービス購入費A-1)もしくは修繕業務(サービス購入費)としてよろしいでしょうか。  | ご質問の場合、防犯機器の取付工事費は「(様式5-3b)設計・建設費内訳表」の「Ⅱ.建設業務・工事監理業務に係る費用(内訳)」「1.直接工事費」「⑤その他工事費」に見込むこととさせていただきます。   |
| 4   | 58    |         |    | 1 |             | サービス購入費A-1、A-2に対する消費税及び地方消費税は、仮に平成27年10月に消費税率が10%となった場合でも経過処置が適用され、消費税率8%と考えますが、貴市も同じお考えでしょうか。  | 消費税法及び地方消費税法の改正の有無、時期、内容等は未定ですので、現段階でお答えすることはできません。   |
| 5   | 65~66 |         |    | 3 | (2)~<br>(5) | 本施設の引渡しが早まる場合において、「サービス購入費A-1」「サービス購入費A-2」「サービス購入費B-1」「サービス購入費B-2」「サービス購入費B-3」の初回請求予定月は、いずれも平成30年7月という理解で宜しいでしょうか。  | 事業契約書(案)(修正版)別紙10「3 支払金額及び支払いスケジュール」に記載するとおり、サービス購入費A-1の支払いは平成28年4月、平成29年4月平成30年4月とし、サービス購入費A-2、サービス購入費B-1、サービス購入費B-2、サービス購入費B-3については、平成30年7月を初回請求予定年月とします。                       |
| 6   | 65~66 |         |    | 3 | (2)~<br>(5) | 本施設の引渡しが遅延した場合の、具体的な「サービス購入費のA-2」の割賦払いのスケジュールをお教え下さい。<br>例えば、平成30年10月に引渡しとなってしまった場合、初回の請求予定月は平成31年1月という理解で宜しいでしょうか。またその場合、「サービス購入費A-2」の総額を78回で割った金額を、3ヶ月毎に請求という理解で宜しいでしょうか。                               | その理解で結構です。なお、選定事業者に責めに帰すべき事由により本公園の引渡しが遅延した場合、事業契約書(案)(修正版)第51条の規定により、選定事業者が遅延損害金を負担することになります。  |
| 7   | 他     |         |    |   |             | 実施方針では「リスク分担表(案)」をご提示頂きましたが、「リスク分担表」が公告される予定はありますでしょうか。   | リスク分担表を公告する予定はありません。  |